

○下田臨海実験センター部局細則第2号

〔平成22年4月1日〕
下田臨海実験センター部局細則第4号

改正 平成24年下田臨海実験センター部局細則第2号

下田臨海実験センター部局細則第2号

下田臨海実験センターの教員の任用に関する細則を次のように定める。

平成24年4月1日

筑波大学下田臨海実験センター長 稲葉 一男

下田臨海実験センターの教員の任用に関する細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する規則（平成—23年法人規則第56号）第12条第1項の規定に基づき、下田臨海実験センター(以下「センター」という。)の教員の任用に関する方針について、必要な事項を定めるものとする。

(選考審査の付託)

第2条 センター教員の選考審査については、生命環境系（以下「系」という。）へ付託するものとする。

2 教員の選考審査は、系の専門委員会により行うものとする。

3 付託した教員の採用及び昇任に関し、下田臨海実験センター長（以下「センター長」という。）は、関連する専攻長（以下「専攻長」という。）及び系長と連絡調整をしなければならない。

(担当教員要請)

第3条 センター長は、センターの教員の採用及び昇任に関して発議しようとする場合には、担当副学長と調整の上、系に対し、担当教員要請を行うものとする。

附 則

この部局細則は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日下田臨海実験センター部局細則第2号）

この部局細則は、平成24年4月1日から適用する。